

マルチハザード都市防災研究拠点コンソーシアム (会則)

第1章 総則

(目的)

第1条 東京理科大学研究推進機構総合研究院「マルチハザード都市防災研究拠点」(以下、「本拠点」という。)に参画する団体等は、産官学の連携による活動と異分野融合を通じて、共創・共育・共生という3つの「共」を活動の柱として、マルチハザード発生下でも「ウェルビーイングで安全・安心な社会構築」に貢献することを目的とする。この取り組みを「マルチハザード都市防災研究拠点コンソーシアム」(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(活動内容)

第2条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動(以下「本活動」という。)を行う。

- (1) 勉強会、交流会及びセミナー等の企画・開催。
- (2) 産官学連携に向けた第3章に記す会員(以下、「本会員」という。)間の情報交換の場の提供。
- (3) 人材育成に関する活動。
- (4) 国内外の関係機関との連携。
- (5) 地域との交流及び地域貢献に関する活動。
- (6) 本コンソーシアムの活動・成果に関する情報発信。
- (7) その他、本コンソーシアムの目的達成に向けた活動。

第2章 組織

(運営委員会)

第3条 本コンソーシアムの運営を円滑かつ効率的に進めるために、本コンソーシアムに運営委員会(以下、「本運営委員会」という。)を置く。

- 2 本運営委員会は、委員長1名、副委員長若干名、幹事若干名から構成される。
- 3 委員長は、本拠点の拠点長が務め、本運営委員会及び第4章に記す総会(以下、「本総会」という。)を招集し本コンソーシアムを統括する。
- 4 本運営委員会の構成員は、本拠点に所属する教員とする。但し、委員長が必要と認めた場合、本運営委員会の承認を得た上で外部機関からのオブザーバーを招聘する事ができる。
- 5 副委員長及び幹事は、委員長が指名し本運営委員会で選任するものとする。
- 6 副委員長及び幹事は、委員長を補佐する。
- 7 委員長が欠けたとき又は事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 8 委員長、副委員長及び幹事の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 9 本運営委員会は本総会に議案を提出する。

(付議事項)

第4条 本運営委員会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 本コンソーシアム運営計画案
- (2) 本コンソーシアム予算案、会計報告案
- (3) 本総会の開催ならびに本総会付議事項の決定
- (4) 本運営委員会副委員長、幹事の選任
- (5) 本コンソーシアム入会申込者の承認
- (6) 本総会の運営に関する事項の審議、本総会提出議案の作成
- (7) その他委員長が必要と認めた事項

(事務局)

第5条 本コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を本運営委員会の下に置く。

第3章 会員

(会員)

第6条 本コンソーシアムの目的に賛同する学外の企業、団体、有識者、関係府省庁等を会員とする。

2 本会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 本コンソーシアムの目的に賛同する企業又は団体
- (2) 有識者会員 本コンソーシアムの目的に賛同し、本運営委員会がその活動に特別に寄与すると認めた大学・研究機関・学会等に属する個人
- (3) 特別会員 関係府省庁、地方公共団体又は本運営委員会がその活動に特別に寄与すると認めた団体

(入会)

第7条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会申込書を本コンソーシアム事務局に提出し、本運営委員会の承認を得て本会員になることができる。

(会費)

第8条 法人会員は、年会費10万円を、本コンソーシアム事務局からの請求書受領後30日以内に本コンソーシアムが指定する口座への振り込みにより納付するものとする。なお、本コンソーシアム準備会(2024年度)入会期間を含む初年度の年会費は無料とする。

2 年度途中の入会であっても、年会費全額を納付するものとし、会費の月割りでの支払いは認めないものとする。

3 会費を請求後、入金を指定した期日より3か月以内に納付がない場合は、入会もしくは会員の身分を取り消すことができる。

- 4 徴収した会費は当該年度の本活動のための活動費及び活動のための運営費に充当するものとする。
- 5 特別の企画を行う場合には、本総会の審議を経たうえで臨時費を徴収することができる。
- 6 納入された会費は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。
- 7 有識者会員、特別会員は、会費を徴収しないものとする。また、本拠点に所属する教員と本コンソーシアムの目的を実現するための学校法人東京理科大学との有償の共同研究等の研究契約を行う法人会員は、本運営委員会の決議により会費を無料とすることができる。

(退会)

第9条 本会員は、本会員の申出により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、退会申出書を本コンソーシアム事務局に提出しなければならない。

2 本コンソーシアム会則（以下、「本会則」という。）その他規約を遵守しないとき又は本コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人会員が前条に定める会費を納入しないとき

(会員の権利及び義務)

第10条 本会員は、以下の権利と義務を負う。

- (1) 本活動に参加する権利を有する。
- (2) 本総会に参加し、その議決権を有する。なお、議決権は各会員1個とする。
- (3) 本会則、本会則に基づき別途定められる規定、第21条に定める補則及び本総会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するために協力するものとする。
- (4) 第8条に定める会費を負担する。
- (5) 本活動及び本総会等への参加費用については、会員各自がこれを負担する。

第4章 総会

(総会)

第11条 本総会は、本会員をもって構成し、年一回開催するほか、本運営委員会が必要と認めたときに開催することとする。

2 本総会は、本運営委員会委員長が招集し、当該年度の本コンソーシアム活動報告、予算、前年度の会計報告、及び本活動の重要事項を協議し承認する。

3 本総会の議長は本運営委員会委員長をもって充てる。ただし、委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する者を議長に任命することができる。

4 本総会は、本会員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数の賛成で議決する。可否同数の場合は、議長の議決するところによる。

(付議事項)

第12条 本総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 本コンソーシアム運営計画案の承認。
- (2) 本コンソーシアム予算案・会計報告案の承認。
- (3) 本運営委員会副委員長、幹事の承認。
- (4) 本会則、細則の制定、変更の承認。
- (5) 本運営委員会が付議するものと決めた重要事項その他本会則に定められた事項

第5章 会計

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は、本コンソーシアムの設立日から当該年度の3月31日までとする。

(予算及び決算)

第14条 本コンソーシアムの予算及び決算は、本運営委員会で立案する。

2 本運営委員会は、当該年度の予算及び前年度の決算を本総会に提出し承認を得るものとする。

3 本コンソーシアム事務局は、当該会計年度の収入及び使途目的並びに経理状況を本運営委員会に報告しなければならない。

第6章 秘密情報

(情報の取扱い)

第15条 本コンソーシアムに関連して、本会員間において開示されるすべての情報は、その取扱いについて別の合議がされたものを除き、秘密として取り扱う義務を負わないものとし、自己の研究活動に使用することができるものとする。なお、知的財産を含む情報の取扱いについては、当該会員の利益を守りつつ、本コンソーシアムの趣旨に沿った活発

な交流が進められるように留意する。

第7章 知的財産権

（成果物の帰属）

第16条 前条に基づいて本コンソーシアムで開示された情報を用いて得られた成果物（研究データ、報告書、知的財産権等）（以下、「成果物」という。）については、本運営委員会に申し出るものとし、その取扱いとは原則として当該成果に貢献した会員機関に帰属させるものとする。ただし、個別の共同研究等の研究契約において成果物の帰属が別途定められている場合は、その取り決めに優先する。

（成果物の利用）

第17条 本コンソーシアムの会員は、成果物を自己が行う教育及び研究活動目的として、当該成果物の帰属機関からの事前の承諾の上、無償で利用することができる。

2 成果物の商業利用を行う場合、関与会員相互の間で別途協議し、諾否、条件等を決定する。

（知的財産権の取扱い）

第18条 前2条で定めるほか、本活動を通して生じた知的財産権については、個々に締結する契約の条項でその取扱いを定める。

第8章 その他

（会則の改廃）

第19条 本会則の改廃は、本総会の承認を得て行う。

（解散）

第20条 本活動は、本拠点の設置期間が終了するなどして解散を行う場合には、本総会の承認を経て委員長がこれを行う。

（補則）

第21条 本会則に定める条項のほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、本総会の承認を得て本運営委員会が別に定める。

（協議）

第22条 本会則の解釈等、本コンソーシアムの運営方法に疑義が生じた場合については、本運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附 則

本会則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年6月2日改正）

本会則は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。